

令和8年2月20日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和8年2月20日(金)  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

### 1 開 会

### 2 審査事項

議案第3号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の  
職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第4号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正  
する条例の制定について

### 3 閉 会

~~~~~

出 席 者 (8名)

委員長	山路 有	副委員長	中田 利幸
委 員	戸田 隆次	委 員	岡田 啓介
委 員	永井 章	委 員	吉原美智恵
委 員	中原 信男	委 員	阿部 朝親

~~~~~

## 欠 席 者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	深田 龍	消防局長	安達 憲吾
消防局次長兼指令課長	生田圭一郎	事務局総務課長	米田 克宏
消防局総務課長	吉木 和宏	消防局予防課長	田代 裕一
消防局警防課長	藤友 真人	消防局主査兼指令課 情報担当課長補佐	山本 博輝
消防局警防課救急室長 兼救急企画担当課長補佐	篠田 豊和	事務局総務課長補佐兼 人事給与担当課長補佐	橋本 雅美

事務局総務課長補佐兼
入札財政担当課長補佐
消防局予防課長補佐兼
査察指導担当課長補佐

近藤 隆
岡 浩輝

消防局総務課長補佐兼
経理担当課長補佐

高田 一広

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長 瀬 尻 か お り

書 記 伏 野 哲 彦

~~~~~

1 開 会

(午後1時32分)

○**山路委員長** ただいまより、総務消防常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 審 査 事 項

○**山路委員長** それでは、日程2、審査事項に入ります。先ほど、本会議から付託されました議案2件について、審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。

それでは、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

米田事務局総務課長。

○**米田事務局総務課長** それでは、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。議案概要のほうを御覧ください。

本条例の改正案につきましては、1月30日の組合議会臨時会の総務消防常任委員会のほうで方針を御説明させていただいた件ございまして、そのときからの変更はございません。

改正内容につきましては、記載のとおり本組合の議員及び特別職の報酬の改正をしようとするものでございます。改正の期日につきましては、令和8年4月1日を予定しております。簡単ですが、説明は以上です。

○**山路委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんからの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

別にないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○山路委員長** 別にないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○山路委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

田代消防局予防課長。

**○田代消防局予防課長** それでは、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明します。資料は、議案の4ページから記載のあります新旧対照表と、議案概要の2ページを御確認ください。

このたびの条例改正は、近年の火災事例の教訓、関係法令の改正、さらには社会情勢の変化を踏まえ、本組合における火災予防体制の一層の充実と強化を図ることを目的として所要の整備を行うものでございます。主な改正点は3点でございます。

1つ目は、林野火災予防に関する規定の整備でございます。大きな改正点として、林野火災注意報及び警報という制度を新たに設け、気象条件により林野火災のリスクが高まっていると判断される場合に、消防局長が区域を定めて発令できるようにするとともに、その区域内での火の使用について一定の制限を設けることとしております。それに関連して火災に関する警報につきましても、現行条例ではその根拠が不明確であったため、消防局長が法令に基づき発令することを明確にし、法令との整合性を図りました。また、警報発令中の屋内における裸火の使用の規定を削除し、実際に即した内容に変更しております。さらに、火災と紛らわしい煙等を発する行為等の届出の対象として、たき火を明記しております。

2つ目は、簡易サウナの安全対策についてでございます。近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されている固定式サウナなどと異なる簡易サウナを設置する事例が全国で増加しております。このことから、簡易サウナの設置場所や構造、安全装置などの技術上の基準を定めました。具体的には定格出力は6

キロワット以下で、周囲の可燃物が100度を超えない距離、または引火しない距離を確保すること。さらに、温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断できる装置を義務づけます。ただし薪を熱源とする場合は、消火器の設置により代替機能を可能としております。また、相対的に火災リスクが低い個人の設置を除き簡易サウナを設置する場合には、事前に消防局長への届出を義務づけることとしております。

3つ目は住宅火災における火災予防の推進についてでございます。地震による通電火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置を推進する規定を新たに設けております。

最後に、施行日でございますが、林野火災に関する規定が令和8年3月1日、簡易サウナと感震ブレーカーに関する規定が同年3月31日でございます。簡単ではございますが、説明は以上です。

**○山路委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

別がないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○山路委員長** 別がないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○山路委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

3 閉 会

○山路委員長 これをもちまして、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後1時41分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任委員長

山 路 有